全国卸商業団地企業年金基金

実施事業所のみなさまへ

上乗せ給付制度のご案内

1 上乗せ給付制度とは

共通制度に掛金を上乗せして積立てることにより、給付の充実を図る制度です。

上乗せ給付部分の掛金は、標準掛金のみ(事務費掛金、特別掛金はありません)で、共通制度と同額もしくは2倍、3倍の標準掛金を設定することができます。

標準掛金を年1.5%の複利で積み立てた積立金が、退職時の年金・一時金の原資になります。

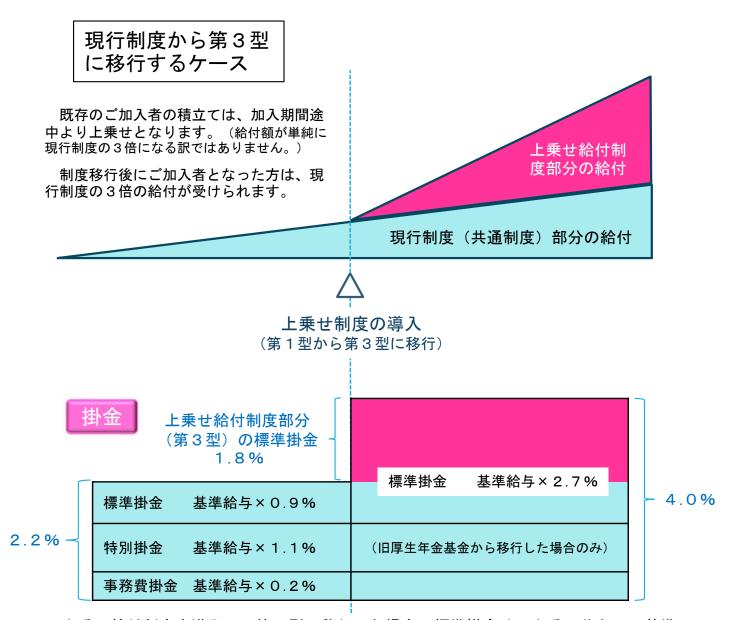
掛金額		標準掛金	特別掛金(※)	事務費掛金	掛金合計額(※)
共通制度 :第1型		基準給与× 0.9%	基準給与 × 1.1%	基準給与 × 0.2%	基準給与× 2.2%
上乗	第2型	基準給与× 1.8%	上乗せ給付制度を導入		基準給与× 3.1%
せ給付制度	第3型	基準給与× 2.7%	しても、特	別掛金、事 、共通制度	基準給与× 4.0%
	第4型	基準給与×3.6%	と同額です。		基準給与× 4.9%

[※]特別掛金は、全国卸商業団地厚生年金基金から移行した事業所さまのみに適用されます。当基金設立後に新規加入した事業所さまの掛金合計額は、上表より特別掛金(基準給与×1.1%)を控除した金額になります。

2 上乗せ給付制度の導入手続き

- ◇上乗せ給付制度を導入する場合は、「企業年金基金上乗せ制度移行申出書」に必要事項 をご記入のうえ、当基金にお申し出ください。
- ◇共通制度を実施している事業所さまが上乗せ給付制度を導入する場合、従業員代表等の 同意は必要ありません。
- ◇共通制度を退職金制度の外枠としている事業所さまであっても、上乗せ給付制度のみを 退職金制度の内枠とすることができます。(退職金規程の整備が必要です。)
- ◇上乗せ給付制度の導入時期は、3月1日または9月1日です。(4か月前までにお申し出ください。)
- ◇上乗せ給付制度の廃止または減額は、給付減額となるため、従業員代表等の同意や当局の認可が必要です。導入の際は、慎重にご検討いただく必要があります。

3 上乗せ給付制度の導入イメージ



上乗せ給付制度を導入し、第3型に移行した場合、標準掛金は、上乗せ分として基準給与の1.8%が上乗せされます。事務費掛金、特別掛金は変更ありません。

4 お問い合わせ

全国卸商業団地企業年金基金

〒107-0052 東京都港区赤坂5-1-31 第6セイコービル4階 (電話) 03-3560-7017 (URL) https://www.oroshikikin.jp